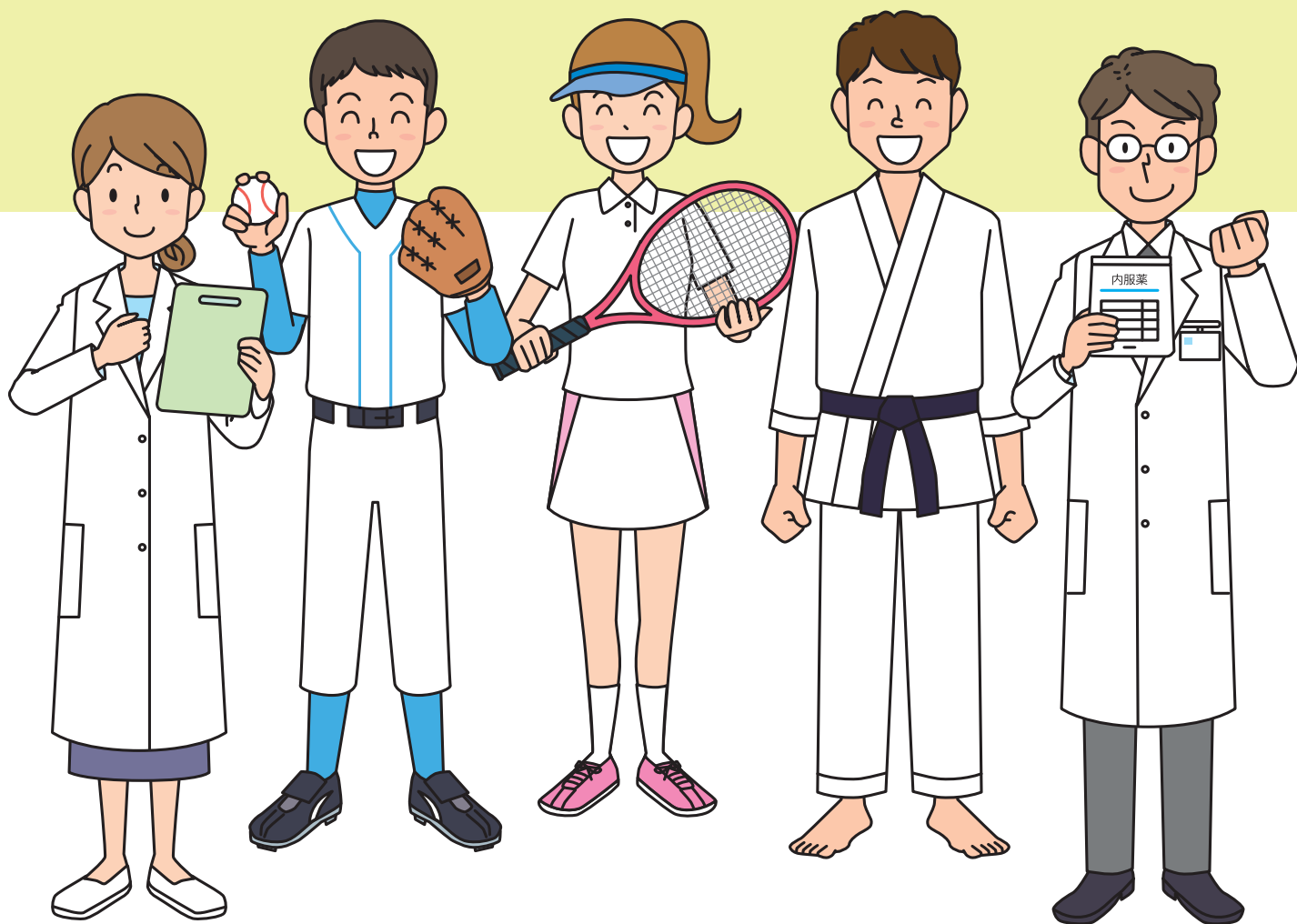


2025年 加入版



日本薬剤師会 正会員向け保険制度のご案内

アンチ・ドーピング活動保険 加入のご案内

年間保険料 **2,700**円

保険期間 2025年2月15日午後4時～2026年2月15日午後4時（1年間）

NEW!! 2025年2月15日始期契約からweb加入手続きが開始します!



公益社団法人

日本薬剤師会
Japan Pharmaceutical Association

どんなとき対象となる？



主要競技大会機関、国際競技連盟および国内アンチ・ドーピング機関(公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構を含みます。)が「アンチ・ドーピング規則違反」として公表したドーピングで起こる損害賠償請求を補償します。国内のアンチ・ドーピング規則違反の多くは意図的に行われたものではない、いわゆる「うっかりドーピング」です。薬剤師は調剤や医薬品の販売を通じて、選手等に関わり、アンチ・ドーピングの相談を受けることもあります。アンチ・ドーピング規則違反となった選手等から、薬剤師の責任を問われたとしても、薬剤師賠償責任保険では補償されません。

保険金をお支払いする損害の範囲

弁護士費用や解決のためにかかる費用もカバー！



	保険金	示談	調停	裁判
① 損害賠償金	1億円	×	×	○ ※判決分のみ
② 争訟費用		○	○	○
③ 事故対応費用	1,000万円	○	○	○
④ 被害者対応費用	1,000万円 (被害者1名につき5万円)	○	○	○

※保険契約全体で30億円までが限度となります。

※お支払する保険金の限度額等は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※示談金・和解金は補償の対象外となります。

主要競技大会機関、国際競技連盟および国内アンチ・ドーピング機関(公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構を含みます。)が「アンチ・ドーピング規則違反」として公表したドーピングで起こる損害賠償請求に備えます。損害賠償金については裁判所に訴訟提起された判決に至った判決金^(※)を補償します。

- ① 損害賠償金：裁判所に訴訟提起され、判決に至った場合のみ対象
- ② 争訟費用：損保ジャパンの承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
- ③ 事故対応費用：損害賠償請求訴訟に対処するために支出した費用(文書作成費用、交通・宿泊費、原因調査費用)
- ④ 被害者対応費用：ドーピング違反が発覚し、被害者の方へお詫びを行う場合に要する費用(手土産代等)

想定するお支払い例

- 事前の薬物検査で失格になり大会に出られなくなったため、旅費のキャンセル費用を賠償請求された。
- 複数の違反者が出たため大会自体が中止となり、大会主催者より開催費用を賠償請求された。
- ドーピング違反で3年間の資格停止処分となり、その間の喪失利益を賠償請求された。
- 強化指定選手登録が抹消され、自己競技力維持にかかる各種費用が自己負担となり賠償請求された。

保険期間・加入方法

新規加入

- 保険期間 2025年2月15日午後4時～2026年2月15日午後4時
- 加入方法 **New** 2025年から加入方法が変更となります。
web加入システムでの申込み(クレジットカード払い/コンビニ払い)
- 申込締切日 2025年2月14日

中途加入

- 保険期間 決済手続き完了日の翌日午前0時～2026年2月15日午後4時
- 加入方法 **New** 2025年から加入方法が変更となります。
web加入システムでの申込み(クレジットカード払い/コンビニ払い)
- 申込日 随時
- 保険開始日 決済手続き完了日の翌日

※決済完了につきましては、メール等でのご案内はございません。加入者マイページにログインの上、各自ご確認ください。



Web加入手続きサービス
スマートフォンでも手続きOK
24時間いつでもアクセス
加入依頼書の提出不要です

Web加入手続きは
こちらから



加入方法

<https://www.nichiyaku-hoken.jp/>

日本薬剤師会HP > 日本薬剤師会について > 会員向け福利厚生のご案内 >

アンチ・ドーピング活動保険* > <2025年2月15日保険開始分> 保険のお申し込みはこちら

※薬剤師賠償責任保険・サイバー保険・クレーム対応費用保険、薬剤（商品）補償制度のページからでも申し込み可能です。

保険料

加入プラン	年間保険料 (円)	中途加入保険料(円) 補償開始日(保険始期)は決済手続き完了日の翌日		
		申込日(申込締切日)		
		2月15日～6月13日	6月14日～10月13日	10月14日～2月13日
アンチ・ドーピング	2,700	2,700	1,800	900

※保険料のほかにシステム利用料として、加入する保険商品1件につき220円(税込)がかかりますので、ご了承ください。

※システム利用料とは、この保険制度の運営上必要な費用(マイページ運用保守費用など)に充当されるための費用です。

※コンビニ決済は1回の決済金額が5万円以上の場合、払込1回につき200円が別途かかります。合算でお支払いされる方はご注意ください。

変更(年度途中の住所変更・改姓・解約)

- 各種変更手続き(住所変更・解約・プラン変更・管理薬剤師の変更など)につきましては、web加入システムにて変更手続き可能です。なお、住所移転等により薬局名を変更される場合は、加入者マイページ右上の「お問い合わせ」よりメールにてご連絡ください。

※マイページはログインIDを取得された方のみ操作可能です。(例：管理薬剤師AがログインIDを取得した場合は、管理薬剤師Aのみ操作可能となります。管理薬剤師Aが、勤務薬剤師Bのためにまとめて加入した場合、勤務薬剤師Bはマイページを操作することはできません。勤務薬剤師Bがご自身の契約を確認する場合は、管理薬剤師Aと勤務薬剤師BそれぞれがログインIDを設定の上、決済を完了させてください。この場合、保険料の合算振込はできません。)

- ログインID取得者が変更になる場合は、変更後の契約者が「前ログインID取得者の名前(フルネーム)+薬局名+薬局電話番号」を加入者マイページのメニューにある「契約管理の引継ぎ」にご入力いただければ、変更後の契約者による各種変更手続きが可能です。

※ご注意ください※

契約者(ログインID取得者)が加入されている薬剤師契約は、当該契約者に紐づく個人契約のため新契約者は当該契約をご覧いただくことはできません。やむを得ない事情で解約等をご希望の場合は、加入者マイページ右上の「お問い合わせ」よりメールにてご連絡ください。

加入者証の発行について

- 加入者証は、web加入システムのマイページ画面から閲覧可能です。必要に応じてご自身で印刷してください。操作方法等は、サイトのweb加入システム操作マニュアルをご確認ください。

※マイページはログインIDを取得された方のみ操作可能です。(例：管理薬剤師AがログインIDを取得した場合は、管理薬剤師Aのみ操作可能となります。管理薬剤師Aが、勤務薬剤師Bのためにまとめて加入した場合、勤務薬剤師Bはマイページを操作することはできません。勤務薬剤師Bがご自身の契約を確認する場合は、管理薬剤師Aと勤務薬剤師BそれぞれがログインIDを設定の上、決済を完了させてください。この場合、保険料の合算振込はできません。)

- 加入者証は、保険料決済が完了し、ご登録内容が本会の会員情報と一致していることが確認でき次第、閲覧可能となります。
- お申込みいただいた時点の登録情報と本会会員情報が異なる場合は、加入者証出力まで時間を要しますが、加入要件を満たしている場合は保険料納入翌日から補償が開始しておりますのでご安心ください。

よくあるご質問

Q 非会員でも入れますか？

A 日本薬剤師会の正会員のみ加入できます。

Q スポーツファーマシストの資格がなくても入れますか？

A 日本薬剤師会の正会員であれば加入できます。

Q 薬剤師賠償責任保険に加入してなくても入れますか？

A 薬剤師賠償責任保険に加入していなくても、加入できます。

Q 日本国内で海外の選手に対する事故も補償されますか？

A 訴訟提起地が日本国内であれば補償されます。

Q 海外での調剤は補償されますか？

A 訴訟提起地が日本国内であれば補償されます。

Q 有事の際は保険会社が代理で折衝してくれますか？

A この保険では、損保ジャパンが被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。示談交渉は必ず損保ジャパンにご相談いただきながら進めてください。事前に損保ジャパンの承認を得て、弁護士を紹介することも可能です。

Q 薬局全体にかかる保険はありますか？

A 薬局プランはありません。薬剤師個人単位でお申し込みください。

Q 和解(示談)で示談金は保険金の対象になりますか？

A 判決和解金(示談金)は補償の対象外です。

- 事故発生時は、加入者証記載の「事故の際の連絡先」または薬剤師賠償責任保険パンフレットをご参照ください。
- このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

取扱代理店

公益社団法人日本薬剤師会

〒160-8389 東京都新宿区四谷3-3-1 7階

TEL：03-3353-1190

受付時間：9:00～17:00（土日、祝日、年末年始を除きます。）

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

医療・福祉開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL：03-3349-9746

受付時間：9:00～17:00（土日、祝日、12/31～1/3を除きます。）

アンチ・ドーピング活動保険は、日本薬剤師会を団体保険契約者とする「アンチ・ドーピング活動に関する追加条項(薬剤師特約にセット可能)」の名称です。なお、保険のあらまし(重要事項等説明書)については、薬剤師賠償責任保険を参照してください。